

議案第九号

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の育児休業等に関する条例（平成四年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「又は」を「、」に改め、「よる介護時間」の下に「又は勤務時間条例第十六条の三第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇」を、「当該介護時間」の下に「又は当該子育て部分休暇」を加え、同条第三項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(説明)

部分休業の承認範囲を子育て部分休暇の取得時間の範囲内とするため、本案を提出いたします。